

議案第25号

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和6年2月22日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田
市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当及び」を「期末手当、勤勉手当及び」に、「及び期末手
当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第1項中「（規則で定めるものを除く。）」を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ
在職するフルタイム会計年度任用職員（勤勉手当を支給しようとする基準日
を含む任期（当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているとき
は、当該職にある期間を通算する。）が6月以上の者に限る。）に対して、
常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフ
ルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給
について準用する。

3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第16条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第30条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第1項中「期末手当の支給」を「期末手当及び勤勉手当の支給」に、「第13条第1項」を「第13条第1項及び第15条の2第1項」に、「期末手当基礎額」を「期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額」に改め、同条第2項中「期末手当基礎額」を「期末手当基礎額及び勤勉手当の額を算出する際の勤勉手当基礎額」に、「月額換算期末手当基礎額」を「月額換算基礎額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

議案第25号参考資料

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与その他の給付の種類)</p> <p>第2条 前条の給与その他の給付は、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当及び旅費</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬、<u>期末手当及び勤勉手当並びに費用弁償</u>とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（期末手当を支給しようとする基準日を含む任期（当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。）が6月以上の者に限る。）に対して、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</p>	<p>(給与その他の給付の種類)</p> <p>第2条 前条の給与その他の給付は、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び旅費</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬<u>及び期末手当並びに費用弁償</u>とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（期末手当を支給しようとする基準日を含む任期（当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。）が6月以上の者に限る。）に対して、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員<u>（規則で定める者を除く。）</u>についても、同様とする。</p>

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（勤勉手当を支給しようとする基準日を含む任期（当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。）が6月以上の者に限る。）に対して、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等の支給)

第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第30条 第13条から第16条（期末手当及び勤勉手当の支給に係る部分に限る。）までの規定は、次の各号のいずれにも該当するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第13条第1項及び第15条の2第

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等の支給)

第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 第13条から第16条（期末手当の支給に係る部分に限る。）までの規定は、次の各号のいずれにも該当するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第13条第1項中「常勤職員の例」とあるのは、

1 項中「常勤職員の例」とあるのは、「常勤職員の例（期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に係る規定を除く。）」と読み替えるものとする。

(1)・(2) (略)

2 前項の場合において、期末手当の額を算出する際の期末手当基礎額及び勤勉手当の額を算出する際の勤勉手当基礎額は、月額により基本報酬を定められた者にあつては当該基本報酬の月額とし、日額又は時間額により基本報酬を定められた者にあつてはそれぞれの基本報酬の額を月額に換算した額（以下この項において「月額換算基礎額」という。）とし、退職し、若しくは失職し、又は死亡した者にあつてはその日においてその者が受けるべき基本報酬の月額又はその者の月額換算基礎額とする。

「常勤職員の例（期末手当基礎額に係る規定を除く。）」と読み替えるものとする。

(1)・(2) (略)

2 前項の場合において、期末手当の額を算出する際の期末手当基礎額は、月額により基本報酬を定められた者にあつては当該基本報酬の月額とし、日額又は時間額により基本報酬を定められた者にあつてはそれぞれの基本報酬の額を月額に換算した額（以下この項において「月額換算期末手当基礎額」という。）とし、退職し、若しくは失職し、又は死亡した者にあつてはその日においてその者が受けるべき基本報酬の月額又はその者の月額換算期末手当基礎額とする。

議案第25号参考資料

山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 山陽小野田市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 山陽小野田市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>